

平成 3 1 年 度

障害福祉サービス事業者等集団指導資料

令和元年 6 月 12 日 (水)
令和元年 6 月 14 日 (金)

京都府健康福祉部
障害者支援課

目 次

平成31年度指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について	1
基準条例等について	4
（全国）障害保健福祉課長会議資料について	6
運営上の留意事項について	21
疑義照会と厚生労働省からの回答	24
平成31年5月請求（4月提供分）のエラー・警告について	26
障害者自立支援給付支払システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会について	32
障害福祉サービスの質の向上について	43
障害福祉サービス等情報公表制度の施行について	72
変更届等の取扱いについて	74
業務管理体制の整備の届出について	81
障害福祉サービスにおける医行為の取扱いについて	84
工賃向上及び就労支援について等	112
障害者関係研修について	117
福祉人材確保について	146
消費者トラブルと見守り	149
国保連合会業務関連事項について	
（参考資料）	166
平成31年度 介護・福祉サービス第三者評価	167
介護サービス事業者の皆様へ（平成26年4月 京都府警察本部）	169
WAMネット 京都府からのお知らせ」へのアクセス方法	170
障害者施設対象の健康増進法改正の周知チラシ	173
処遇改善加算取得セミナー&個別相談会	174
事業者指定等の受付窓口	176

平成31年度

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

平成31年度指定障害福祉サービス事業者等の指導監査方針について

_____部分修正・追加

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害福祉サービス事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 根拠法令等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成19年6月1日制定）
- (3) 指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成19年6月1日制定）

3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害者支援施設
- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者が開設する事業所（以下「居宅系事業所」という。）

4 指導の形態

- (1) 集団指導
指定障害者支援施設設置者、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）を一定の場所に集めて、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式により行う。
- (2) 実地指導
指定障害者支援施設及び居宅系事業所（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

5 集団指導

障害福祉サービス事業者等を対象に年1回実施する。

6 実地指導

- (1) 対象選定方法
対象事業所等の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的を受診している事業所等については6年に1回を目安とする。
また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する障害福祉サービス事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。
- (2) 指導体制
2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3) 指導日数

- 指定障害者支援施設：原則1日
 - 居宅系事業所：原則半日（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）
- ### (4) 指導の重点事項

ア 法令遵守事項

(ア) 人員、設備及び運営の状況

- a 必要なサービス提供人員の配置状況
- b サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
- c 利用者等に求めることができる金銭の範囲
- d 個別支援計画の作成の状況
- e 非常災害対策、感染症等対策の状況
グループホーム及び障害者支援施設について防災、防火、水害・土砂災害及び防犯対策（防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定）の徹底

イ 施設防火安全対策の強化

- (a) 火災発生の未然防止
 - (b) 火災発生時の早期通報・連絡と初期消火対策
 - (c) 夜間防火管理体制
 - (d) 避難対策
 - (e) 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
 - (f) 各種の補償保険制度の活用
 - (g) 共同生活援助に係る共同生活住居の消防設備の設置
 - (h) エレベーター等の安全状況及び非常用自家発電設備の有無
- ##### フ 苦情解決体制の整備状況
- f 苦情解決体制の整備状況
 - g 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）
 - h 個人情報保護の適切な取扱い
 - i 就労継続支援A型については、適正な労働時間の確保、就労支援会計の適正化及び運営規程の必要事項記載
 - j 就労移行支援については、一般就労への移行の促進及び就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの適正実施 等

(イ) 業務管理体制

- 届出の周知徹底及び一般検査の実施

イ 報酬等請求事項

介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費、地域相談支援給付費若しくは特定障害者特別給付費（以下「自立支援給付費」という。）の算定 等

ウ サービス提供事項

(ア) 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進

- 障害児者虐待及び身体拘束についての認識の普及
- 事業所職員への通報義務の周知徹底

(ア) 障害児者虐待防止及び身体拘束に関する制度理解の推進

- 障害児者虐待に関する研修会の開催

(エ) 障害児者虐待防止及び身体拘束の適正化に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進

- 外部評価の導入によるサービスの質の改善

7 監査

(1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所等へ寄せられる苦情、自立支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者等、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合は、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

(2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主査以上の職にある者を充てる。

8 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該障害福祉サービス事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

(2) 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害福祉サービス等の内容、自立支援給付費の算定又はその請求に關し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該指摘事項に關し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、自立支援給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容及び改善の可能性等を勘案して(1)の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう報告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

(4) 業務改善命令

(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかつた場合であつて、当該勧告に係る基準違反の規模、期間及び内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

(5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可(以下「指定等」という。)の取消又は効力停止処分の事由に該当する事実がある場合であつて、当該事実の内容、悪質性及び重大性並びに改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定等を取消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

(6) 加算金

指導・監査の結果、自立支援給付費の返還が生じる場合であつて、障害福祉サービス事業者等が偽りその他の不正の行為により自立支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間に於いて返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

(7) 公表

(3)の勧告を行った場合であつて期限までに改善措置が履行されなかつた場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

(8) 聴聞等

(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

(9) 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 実施計画

(1) 集団指導

令和元年6月12日・14日に開催

(2) 実地指導

平成31年4月から平成32年3月まで

基準条例等について

地域主権一括法に関する京都府基準条例等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「整備法」という。）の施行による「障害者自立支援法（平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更）」の改正に伴い、これまで法律や政省令等で全国一律に定められていた指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の運営等に関する基準について、京都府では、以下のとおり条例及び規則を制定しています。

1 条例・規則の対象サービス及び名称

● 指定障害福祉サービス

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第47号）

● 指定障害者支援施設

- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設設置の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第33号）
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設設置の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第48号）

2 条例・規則の概要

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示しています。

規則では、人員、設備及び運営に関する基準の具体的な考え方（数値を含む細目的事項や技術的事項）を示しています。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）と概ね同様の内容です。

3 施行日（条例・規則共通）

平成24年10月1日

4 京都府独自基準

京都府の条例及び規則（以下「基準条例等」という。）においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めています。

- ・ 暴力団の排除について
府民の安心、安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害福祉サービス事業者等から暴力団を排除する規定を追加します。

5 条例及び規則の改正

(1) 平成25年4月1日施行（1の①から④）

法律が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことに伴い基準条例等を改正

(2) 平成25年10月18日施行（1の②のみ）

指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する条例の要件における登録定員及び通い

サービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含める旨の改正が行われたことから、1の②を改正

(3) 平成26年4月1日施行（1の①、②及び④）

重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害程度区分の障害支援区分への見直しが行われたことに伴い、1の①、②及び④を改正

(4) 平成27年4月1日施行（1の①、②）

介護保険の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害者福祉サービス（生活介護）と短期入所を基準該当として行えるように改正

・ 共同生活援助の病院敷地内設置を一定の条件付きで認めるように改正

・ 重度の障害者に対する指定共同生活援助事業所の従事者以外の者が行う介護・家事の特例として平成27年3月31日まで時限的に認められていたが、平成30年3月31日まで認められるよう改正

(5) 平成28年4月1日施行（1の②）

・ 介護保険の指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当として行えるように改正

・ 介護保険サービスの通所介護サービスのうち、小規模なものについて「地域密着型通所介護」として新たな類型に移行するため、従来の通所介護とともに、指定障害福祉サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当事業所として行えるように改正

(6) 平成29年4月1日施行（1の①、②）（現在、条例施行平成29年7月7日）

・ 就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。

・ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。また、就労継続支援A型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定を設ける。

・ 就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

(7) 平成30年4月1日施行（1の①、②）

・ 生活介護及び自立訓練について、障害者が就職した際の職場への定着の支援を定める。

・ 指定重度障害者等包括支援について、「重度障害者等包括支援サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、サービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際し、担当者会議を開催する等を定めた規定を削除する。

・ 自立訓練の基本方針中、対象者要件を定める規定を引用する部分を削除し、障害種別によらず利用できるものとする。

・ 就労移行支援について、通勤のための訓練の実施が定められた。

・ 指定就労定着支援及び指定自立生活援助支援を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な運用規定等を設ける。

・ 指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同生活援助を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な運用規定等を設ける。

・ 共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について、各基準該当サービスに合わせた基準を設ける。（府条例・規則は平成31年4月1日施行）

・ 多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加える。（第2条）

・ 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例を、平成30年3月31日までに延長する。

障害保健福祉関係主管課長会議資料について

厚生労働省 平成31年3月7日(木)

障害保健福祉関係主管課長会議資料 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 平成31年3月7日(木)

- 1 平成31年度障害福祉サービス等報酬改定について
 - (1) 平成31(2019)年度障害福祉サービス等報酬改定について
平成31(2019)年10月に予定されている消費税率10%への引上げ対応及び「新しい経済政策パッケージ」(平成29(2017)年12月8日閣議決定)に基づく障害福祉人材の処遇改善等について、関係団体の意見等も踏まえ、昨年8月から検討を重ねてきたところ。
先月、2月15日には、厚生労働省に設置している障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要を取りまとめた。(2月18日ワムネット掲載)
 - (2) 障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について
今回の報酬改定の施行は平成31(2019)年10月となるが報酬告示(平成18年告示第523号他)等については、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬から4月上旬に公布する予定である。
また、今回の改定内容に関する関係通知やQ&Aについても、同じく3月下旬から4月上旬に発出する予定としており、各都道府県等におかれは、あらかじめご了承いただいたことにも、管内市町村や事業者等への情報提供をお願いする。

第2 障害福祉人材の処遇改善

2. 加算の対象(取得要件)
 - 加算対象のサービス種類としては、一般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたって取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでに福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
 - 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかかを取得している事業所を対象とすることに加え、
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、H・Pへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- を加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

3. 加算率の設定

- (1) サービス種類ごとの加算率
 - 障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等(※)の数に応じた設定とする。
- ※ 介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。
- (2) サービス種類内の加算率
 - 現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス

ス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する(※)。

- ※ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算(Ⅰ)の加算率を設定する。
- ※ 加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる(1.5倍を超える)場合には、×0.95となるよう設定
- ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

1. 基本報酬単位数への上乗せ
 - 基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。
 - 2. 加算の取扱い
 - 各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

3 障害福祉関係施設等の整備について

- (1) 平成31年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案については、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に及ぼさない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)(以下「緊急対策」という。)を取りまとめている。
(官邸ホームページ: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html> 参照)

この緊急対策において、障害福祉関係施設については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととしている。
また、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等を図る必要がある。

- (2) 平成31年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について
 - ① 平成31年度国庫補助協議について
平成31年度予算に係る国庫補助協議においては、緊急対策を優先的に検討しつつ、あわせて通常整備を行っていくこととしているので、これまで国庫補助協議を見送っていた老朽化による改築等の耐震化整備や、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備について、この機会に積極的に協議を行っていただくようお願い

いする。

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

① 障害者自立支援基盤整備事業にかかるとる融資条件の優遇障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。
融資率 85%

② スプリングララ一整備にかかるとる融資条件の優遇
スプリングララ一を整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。
【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率 (措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

③ 社会福祉施設等の高台移転にかかるとる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているのを確認されたい。

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害福祉関係施設等について、厚生労働大臣(又は地方厚生(支)局長)の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されることである。財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)による申請手続等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

(参考)

・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」

(平成20年4月17日社採発0417001号厚生労働省社会・援護局長通知)

(5) 障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

① アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、平成30年3月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

② アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置について、31年度も引き続き実施することとしている。

融資率の引き上げ 5%

貸付利率の引き下げ 0.05% ~0.4%

※ 融資率が80%未満のものに限る。

(6) 障害福祉関係施設の木材利用の促進及びCLTの活用について
障害福祉関係施設における木材の利用の促進及びCLTの活用については、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」(平成28年7月21日雇児発0721第17号・社採発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)において、木材の持つ柔軟さ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与え、効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害福祉サービスの地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所については医療的ケアが必要となる障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、平成30年度報酬改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、早期入院することとなった等の理由により受け入れられる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れられることを可能としていることも併せてご承知をお願いしたい。

(2) 生活介護の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービス等の質の向上のための研究(平成30年度厚生労働科学研究費補助金)」を実施しているところであるが、当該研究を

踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について
改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」に基づき、昨年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上において、「障害福祉サービス等情報検索サイト」を公表している。本サイトは、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスの選択に資するよう、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表しているが、2019年2月末時点で10万を超える事業所情報が公表されている一方で、全ての事業所情報について未だ公表されていない状況である。

都道府県等においては、引き続き管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いいたします。

また、本サイトを多くの方々にご利用できるよう、リーフレット等を活用して周知いただくようお願いいたします。

(4) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施
「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、これまで、全国障害保健福祉関係主管課長会議において、障害福祉サービス等の受審率の引上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきてきたところである。

また、平成31年度からは認証機関は更新制となり、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について遺漏なく取り組んでいたかどうかをお願いしている。なお、現在、全国社会福祉協議会において更新時研修のモデル研修を実施しており、これらの結果を踏まえたモデルカリキュラムの運用上の留意点等をお示しするので、活用されたい。

各都道府県におかれては、引き続き、本事業がよりサービス質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

(5) 身体拘束等の適正化について
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」を創設したところであるが、その取扱いについて、一部の自治体等から疑義が寄せられているところである。

今後、その取扱いについては、Q&Aにおいてお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(6) 障害分野のロボット等導入事業モデル事業
骨太の方針や成長戦略において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用を促進することが盛り込まれていることを踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取り組みを推進するために、ロボット等の施設・事業所へ一定額以上の導入支援をするとともに、その効果を検証するモデル事業を実施することとしている。

詳細は、今後文交要綱等でお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。
(8) 障害福祉関係施設設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設設の耐震化について
障害福祉関係施設設の耐震化状況については、昨年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsui/index.html参照）によれば、平成29年3月時点の耐震化率は、

83.7%（4.2万棟/5.0万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される

南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等に おかれは、未耐震施設設の把握（対象施設の種類や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設設のブロック塀等改修について

障害福祉関係施設設におけるブロック塀等については、昨年9月に実施した安全点検の状況のフォローアップにより、安全性に問題のあるブロック塀等の存在が確認されていることから、速やかに改修等の安全対策を講じる必要がある。各都道府県等におかれては、安全性に問題のあるブロック塀等を速やかに改修する等により安全対策を徹底するよう、障害福祉関係施設設への周知をお願いする。

また、国においては、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設設におけるブロック塀等改修整備を推進することとしており、社会福祉施設設等施設整備補助金により支援することとしているので、当該補助金の活用についても周知をお願いする。

③ 障害福祉関係施設設の非常用自家発電設備整備等について

障害福祉関係施設設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるように必要な対策を講じることが重要である。このため、平成30年北海道胆振東部地震において発生したプラックアウト等を踏まえ、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設設における非常用自家発電設備の整備を推進することとしている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設設に対し、災害による停電に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備を整備する場合の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

また、あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるように、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いする。

④ 障害福祉関係施設設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所」に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について（平成27年8月20日付27文施企第19号文

部科学省大臣官房文教施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康課長、科発0820第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第44号国土交通省水管理・国土保全高砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内外に土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木(砂防・河川)部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」を参考に、あらゆる機会を通じて、指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所」に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長(ほか連名)通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれれば、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

⑤ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。(「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成30年10月19日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課(ほか連名)など参照))

5 障害者の就業支援の推進等について

(1) 就業系障害福祉サービスの適正かつ効果的な運営について

① 就業移行支援について

(7) 一般就労への移行の促進について

就業移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就業移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合は、これまでも報酬改定において、一般就労への移行後の就業定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するなどの対応を行ってきた。

また、一般就労への移行実績がない事業所や就業定着者(一般就労への移行後、就業した企業等に連続して6か月以上雇用されている者)の実績が数年間

に渡ってゼロである事業所に対しては、就業移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等におかれては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

第5期障害福祉計画では、就業移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標値として設定することを基本とすることとされており、この目標値を達成するため、就業移行支援事業のうち、就業移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととされている。

一方、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎に大きくバラツキがある状況であることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就業支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。

例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就業移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、就業継続支援事業所等への訪問・巡回を積極的に行うとともに、企業訪問も行い職場実習先を確保するなど、関係機関等が連携し、一般企業への就業を促進する取組を行っているので、このような取組も参考にしつつ、地域全体での取組組みを行っていただくようお願いする。

(4) 報酬改定等について

平成30年4月から就業移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就業移行支援を受けた後就業しその後6か月定着した者の割合(前年度において、就業移行支援を受けた後に就業し、就業を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合)に応じた報酬体系とし、就業移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価している。

また、障害者基本計画(第4次)では、「就業移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就業の質を向上させる。」こととしている。

このため、現在、国では多くの一般就労者を出し、かつ職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取組内容の整理し、全国就業移行支援事業所の取組の参考にしていただくため、「就業移行支援事業所における効果的な支援と就業定着支援の実態及び課題に係る調査研究」(平成30年度障害者総合福祉推進事業)を実施している。

調査結果がまとまり次第、各都道府県や関係団体等に周知することとしていて、当該調査研究の結果も参考にしなから、支援の質の向上に取り組みむとともに、一般就労に向けた取組を推進していただきたい。

さらに、本年度4月から新たに就業定着支援事業を創設しているところであるが、国保連データによると、平成30年10月現在、事業所数としては561事業

所、利用者数としては3,495人となっている。
 しかしながら、就労移行支援事業所が3,303事業所（平成30年10月現在）で
 あることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が
 整っていないと考えられる。
 職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わ
 っていた職員による定着支援がより効果的であることから、制度創設の趣旨も
 踏まえ、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよ
 う都道府県等においても働きかけていただきたい。

② 就労継続支援A型について
 就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇
 用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の
 提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な
 支援等を行うものである。

このため、就労継続支援A型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を
 遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必
 要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援A型については、本来の利用者である障害者の
 利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるこ
 ろの「利用者及び従業員以外の者」）がフルタイムで就労している事例

・ 利用者も就労継続支援A型事業者の従業員も短時間の利用とすることによ
 り、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当してい
 る事例

・ 就労機会の提供に際し収益の上からない仕事しか提供しない事例など、本来
 の就労継続支援A型事業者の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付
 する趣旨からも不適切である事例が近年報告されてきたことから、これまでも
 報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

さらに、平成29年4月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

・ 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、指定権者は新たな
 指定をしないことを可能にする（いわゆる「総量規制の導入」）

・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成

・ 生産活動にかける収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を上回って
 ないなければならない

等の対応を図ったところであり、これらの経緯を踏まえ、以下の取組をお願いす
 る。

（参考：これまでの就労継続支援A型に関する報酬・基準の見直し）

時期	対応内容
平成24年10月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成24年度報酬改定）
平成27年9月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導につ いて（課長通知） ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明 示 （不適切な事例） ・ 収益の上からない仕事しか提供せず、生産活動による収 益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・ 全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・ 一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直す

平成28年3月	とともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成27年度報酬改定） 就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサ ビス提供の推進について（課長通知） ① 暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で 差が出ないよう都道府県の間の連携の依頼 ② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の 勧告、命令等の措置を講ずることを依頼
平成29年4月	指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新 たに規定 ① 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当 する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしな ければならない ② 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経 営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。） ③ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アッセメ ントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしな ければならない また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広 い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービ ス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援A型事 業所の指定をしないことを可能にした。

(7) 就労継続支援A型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型の事業所数については、近年の大きな伸びと比して、直
 近の伸びは鈍化しているものの、数次にわたる事業運営の適正化等の中にあ
 って、依然として増加している状況にある。

このため、新規指定時には、改めて、就労の機会の提供にあたって収益の
 上がる仕事の提供が想定されているか、自立支援給付費等を充てなくとも生
 産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した
 上で、指定の可否を判断すること。

なお、当然のことながら、事業計画に沿った事業運営が可能なのかどうか
 については、書類上の審査だけでなく、事業計画に記載されている収入を
 確保するために、どのような販路があり、どのように売り上げ確保するのか、
 競合他社と比べてどのようなことが優位な点となるのかなども含めて筆証資
 料の提出と併せてヒアリングを通じてしっかりと確認すること。

また、障害保健福祉担当部局のみで指定の可否を判断できない場合には、
 必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局の協力を仰ぐな
 ど、組織内での横断的な連携体制の構築を図ること。

加えて、都道府県等だけでは指定の可否を判断できない場合には、自立支
 援協議会その他の都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断するこ
 と。

さらに、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事
 業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確
 認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告
 等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道
 府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認められる場合には、経営改善
 計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用し
 た必要な経営改善に資する支援も行っていただくようお願いしている。

販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を計算、就労継続支援A型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成29年度）における就労継続支援A型事業所利用者の全国平均の賃金月額額は74,085円、対前年比3,365円（4.8%増）となっている。

平成18年度の制度創設以降、精神障害のある方の利用者数が増え続ける一方、精神障害のある方は週20時間以上30時間未満の働き方が多い傾向にあるため、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。今年度から就労継続支援A型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象とするとともに、工賃向上計画支援等事業の豊福連携による障害者の就業促進プロジェクトにおいて就労継続支援A型事業所も補助対象としている。

来年度からは、就労継続支援A型に対する経営改善に係る支援について全都道府県で実施していただくよう必要な予算を確保しているため、就労継続支援A型に対する経営改善のための支援について検討いただきたい。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うようお願いする。

(イ) 事業廃止に伴う利用者の再就職先の確保について
一昨年から昨年にかけて、一部の地域における就労継続支援A型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事象が発生した。

就労継続支援A型事業所が廃止される場合には、まず利用者の再就職先等を確保することが最優先事項であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自自治体においても、他の就労継続支援A型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いする。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合は届出事項を次のとおり明確化したので、各都道府県等におかれては、指定事業者に徹底していただくようお願いする。

・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスを提供を希望する旨の申出の有無
・ 引き続きサービスを提供を希望する者に対し、必要なサービスを提供する他の事業者名

(ウ) 特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて
就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することとなるが、暫定支給決定（障害者本人にとりて当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経て障害者を雇入れられる場合は、支給対象外としてきたこと

(イ) 就労継続支援A型の経営改善等について
生産活動収支から利用者賃金が支払われない場合には、経営改善計画書を作成し、提出を求めるとしていただく。

経営改善計画書については、平成29年3月の通知において、更に1年間の経営改善計画書を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認めるとしていただいたが、平成30年度から就労継続支援A型の報酬体系が改定されることも踏まえ、

・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者へ支払う賃金総額以上である場合
・ 提出済みの経営改善計画に基づき改善の取り組みについて、具体的に実施してあり、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合には、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。

経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあることに改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

なお、経営改善状況等の把握、判断においては、指定の可否の判断における対応と同様に、必要に応じて産業施設担当部局等経営判断に知見する部局から助言を得るなど、組織内での横断的な連携を図ること。

また、各事業所の経営改善の取組を支援する機関のひとつとして、中小企業、小規模事業者から経営上のあらゆる相談に無料で応える「よろろす支援拠点」が全国に設置されており、よろろす支援拠点の中には、就労継続支援A型・B型も含めて経営改善事例を作り上げたという協力的な視点もあることから、事業所の方々にも「よろろす支援拠点」のような支援機関の活用も検討していただくよう都道府県等から依頼していただきたい。

(参考URL：よろろす支援拠点) <https://yorozu.smr.j.go.jp/base/>
国においても、就労継続支援A型事業所が健全な運営となるように、以下の調査研究を実施しているため、各都道府県等にはこれらの調査研究について広く就労継続支援A型事業所にも周知していただきたい。

また、平成31年度工賃向上計画支援等事業については、全都道府県において就労継続支援A型事業所の経営改善支援が実施可能となるように予算を確保した上で、当該補助事業を活用した支援についても検討していただきたい。

○ 就労継続支援A型・B型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成果要因の分析にかかわる調査研究（平成29年度障害者総合福祉推進事業）
就労継続支援A型については、平成26年度には生産活動収支から利用者の支払いができていなかったが、平成28年度には生産活動収支から利用者賃金の支払いができるようになった事例を主に掲載している。
(調査結果) <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307924.pdf>

○ 就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業）
主に平成29年度に経営改善計画書を提出した就労継続支援A型事業所のうち、平成29年度中に生産活動収支から賃金を支払えるようになった事例を経営改善のポイント等も含めて整理し、周知することとしている。整理でき次第、各都道府県、関係団体等に周知するので当該調査研究も参考に経営改善や経営改善支援に取り組んでいただきたい。

(ウ) 報酬改定等について
平成30年4月から就労継続支援A型に係る報酬については、賃金向上や就労の賃金の向上を図るため、
・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかるところから、平均労働時間に応じた7段階の基本報酬を設定

ろである。
平成28年度に、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成28年12月に

○ 就労継続支援A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする

○ 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知された利用者で5月1日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であったも、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となった。

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、適正なサービスを支給決定する観点から必要なことであることから、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成29年7月14日職発0714第5号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月18日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援A型事業所が障害者総合支援法に基づき、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援A型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、引き続き、厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。

③ 就労継続支援B型について

平成30年4月から就労継続支援B型に係る報酬については、工賃の向上を通じた、利用者の地域での自立した日常生活及び社会生活を支援するため、
・ 利用者に支払う工賃が高いほど、利用者の自立した生活や、生産活動に力を要することから、平均工賃月額に応じた7段階の基本報酬を設定
・ 就労継続支援B型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化
等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成29年度）における就労継続支援B型事業所利用者の全国平均の工賃月額は15,603円、対前年度比308円増（2%増）となっている。平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成18年度から27.6%上昇している。
各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃はわずかず増加してきているが、7.7%の事業所で平均工賃が5

千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。

就労継続支援B型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、平均工賃月額が3千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援をお願いしたい。

また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。さらには、そもそも就労継続支援B型事業の指定の可否を判断する段階において、平均工賃月額が3千円を上回るような申請内容になっているかについて事業計画も提出させた上で確認すべきであることをご認識いただきたい。

また、現在、国における予算事業（モデル事業）において、今年度は、主に平均工賃月額が1万円未満の事業所において、受託法人からの支援を受けて、平均工賃月額が倍増になった実支援事例を整理しており、現在整理している事例の中には、工賃向上とともに利用者のやりがい高め、利用率を高めることができた事例などの実事例を経営改善のポイントも含め整理している。

今後、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるので、こうした実事例も参考にしつつ、各地域の実状に即した支援内容を検討し、工賃向上に実行性ある支援に取り組んでいただくようお願いしたい。

(4) 工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまで、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスなどの地域の支え手として活躍することを目指すこととした。就労機会の拡大を図ることについては、工賃向上はもとより、共生社会の実現のためにも重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求め工賃向上計画を策定していただくことを依頼していたが、引き続き関係部署等の参画も求めつつ、工賃向上に向けた取組を実施していただきたい。

(5) 就労継続支援B型工賃の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービス」の質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知をお願いしたい。

は、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であるとの意見もあつたことから、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい(再掲)。

改めて、障害者就労において、一般就労後の職場定着が重要であることは論をまたないところである。一般就労への移行の促進と就労定着支援の体制整備は地域において高輪を進めていかなければならない課題であり、仮に、就労定着支援の体制整備が十分に進まない地域があるとすれば、自立支援協議会等において地域の関係者と早急にこの課題を共有するなど、地域をあげた対応をお願いしたい。

⑤ 在宅においてサービスを利用する場合の取扱い

ICTを活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今後、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年度から就労移行支援においては在宅による利用を認めているところである。

平成30年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

(離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和)
・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回を行うこと。

・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十三年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十三年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一徳総活躍社会の実現のために、柔軟な対応をお願いしたい。
(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

(1) 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(i) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスを利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的になる理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれれば、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次(高等部1~2年次)に実施することを推進していただきたい。

(ii) アセスメント実施機関の拡大について

平成28年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。

これにより、自治体が認める就労支援機関(自治体設置の障害者就労支援センター等)や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関)において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができるとして、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

④ 就労定着支援について

平成28年の障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より就労定着支援が新たなサービスとして開始されている。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で3年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いている。

就労定着支援に関しては、国保連データによると、平成30年10月現在、事業所数としては561事業所、利用者数としては3,495人となつており、平成28年度は、就労移行支援事業所が3,303事業所(平成30年10月現在)であることも踏まえ

・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた

・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなくなり、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したが、しかしながら、当事業所の就労意欲やご家族の就労について願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた
(参考URL: 在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokemfukushibu/0000084414.pdf>

7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できるとしたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパ

ーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。
周知を図っての重度訪問介護の利用については、地方厚生局等を通じて各医療機関にの上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話をすることが可能な状態であるとの声が寄せられている。意思疎通度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとして、病院等での重度訪問介護については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的などのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように入院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

なお、その際の見守りにかかる時間については、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成30年3月30日付事務連絡）において既にお示ししているとおとり、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるので留意願いたい。

(2) 重度訪問介護の同行支援について

平成30年4月から、2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、障害支援区分6の者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により利用者へ支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを報酬算定しているところであるが、同行支援の支給決定に1ヶ月以上を要することや、新任の従業者が事業所に採用されても必要とときに迅速に同行支援の支給決定がされないなどの声が寄せられている。

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成30年3月30日付事務連絡）問38において、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し

支えないとしてしているところであるが、支給決定に当たり、各市町村で受給者証の記載方法や利用可能時間、従業者数の考え方等の取り扱いに差が生じている。

このため、同行支援の取扱いに係る留意事項について追ってお示しする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(3) 同行援護の従業者養成研修について

同行援護の従業者養成研修については、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において買ろう者が同行援護を利用しやすくなるための改定や平成29年度障害者総合福祉推進事業「買ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究」の成果を踏まえ、平成30年度障害者総合福祉推進事業において「同行援護従業者養成研修及び買ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する研究」を実施し研修カリキュラムの見直しを図ることとしている。

詳細については追ってお示しすることとするが、同行援護従業者養成研修カリキュラムと買ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラムの研修内容が重複すると考えられる科目の免除の可否等について検討しているため、ご承知おきいただきたい。

(4) 行動援護の従業者要件について

① 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者において行動援護従業者としてみならず措置を設けているが、当該措置は平成33（2021）年3月31日までの経過措置である。

このため各都道府県におかれては、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるよう努められたい。

② 従業者養成研修カリキュラムの見直しについて

強度行動障害支援者養成研修カリキュラムについては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効率的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において、研修カリキュラムの見直しが予定されていることから、行動援護の従業者養成研修カリキュラムについても見直しを予定している。詳細については追ってお示しする予定なので、ご承知おきいただきたい。

(5) 訪問系サービスの従業者の養成について

① 居宅介護従業者の養成について

居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただくよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

② その他

訪問系サービスの質の向上のため、昨年度開催された障害保健福祉関係系主管課長会議においてもおお願しいところであるが、訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行うこととしていることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き動きを促されたい。

- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

③ 居宅介護における通院等介助等については、「平成20年4月以降における通院等居宅介護取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、① 院内スタッフ等による対応が難しく、② 利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービス支給決定をお願いしたい。

⑤ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認められる場合は、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきてきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サ

ービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取りとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう改めてお願いする。

(7) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について
平成30年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を含む。以下同じ。）において必要な支援を受けられずに修学を断念することがないよう、大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等を踏まえ重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と連携し積極的な実施について周知するようお願いしたい。

9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成25年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」を創設したところである。

さらに、平成26年度には、「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成27年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるので、各都道府県におかれては、研修の実施について積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算によっても、算定要件に平成30年3月31日までの経過措置を設けていたものがあるが、当該研修の受講状況を踏まえて平成31年3月31日まで延長することとしているので、各都道府県におかれては必要な養成者が受講できるような整備のないよう対応をお願いする。

また、地域生活支援事業の「地域生活支援促進事業」に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

今後の予定としては、近江中に各都道府県に対し平成30年度の向事業に係る要望見込額の提出を依頼し、申請手続までに事前調整を行うこととしているので、予めご承知をお願いしたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成30年度においても都立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、5月29日・30日（基礎研修）、31日・6月1日（実践研修）に国立障害者リハビリテーション学院において研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系の見直しについて
 サービス管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の研修については、現行制度では1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めておらず、サービス管理責任者等の要件を満たした後に開発に取り組みできたところである。

そのため、平成30年度の早い段階で以下の点を見直す告示改正等を行い、各都道府県において、平成31年度より新体系に基づいた研修を実施いただく、相談支援専門員研修と同様、準備に遺漏なきようお願いする。

【新たな研修体系における見直しのポイント】

- ・研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修及び更新研修の受講要件に一定の実務経験を追加
- ・サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のキャリアキラムを統一し、共通で実施

※ 各分野等における必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修(任意研修)を創設して補充

・直接支援業務による実務要件を現行の10年以上から8年以上に緩和・実務要件に2年満たない段階から、基礎研修の受講を可とする

- 例) 相談支援業務(実務要件は5年以上) → 3年以上で受講可
 直接支援業務(実務要件は8年以上) → 6年以上で受講可

② 研修制度見直しに伴う経過措置並びに事業所への配置に係る取扱いの緩和等について

i) 研修制度見直しに伴う経過措置について

今回の研修制度見直しに伴い、サービス管理責任者等の人材確保に支障が生じないよう、以下のとおり取扱いを行うこととする。

- ・見直し前の研修修了者については、研修修了年度に関わらず施行後5年間(平成35年度末まで)は、更新研修受講前でも要件を満たしていることみなす経過措置を設ける。

・実務要件を満たしている者が平成31年度～平成33年度までの間に基礎研修を修了した場合、研修修了後3年間は実践研修を受講していただくもサービス管理責任者等としてみなす経過措置を設ける。

ii) 事業所への配置に係る取扱いの緩和等について

実務要件を満たしていない段階で基礎研修を受講した者が、研修修了後にサービス事業所等でOJTにより業務経験を積むことができるよう、各サービス事業所等へのサービス管理責任者等の配置に係る取扱いを以下のとおり見直す。

- ・サービス管理責任者を二名以上配置しなければならぬ場合(定員61名以上の生活介護事業所等)であつて、実務要件を満たすサービス管理責任者等が1名以上配置されている場合は、2人目以降に配置する者が実務要件を満たしていない基礎研修修了者であっても、サービス管理責任者等とみなす。
- ・個別支援計画の原案作成については、実務要件を満たしていない基礎研修修了者も行うことができる旨を明確化する。

③ 現行制度におけるサービス管理責任者等の猶予措置の延長について現行制度におけるサービス管理責任者等の研修修了要件については、「事業の開始後1年間は、実務要件を満たす者については研修を修了していることみなす」旨の猶予措置が平成30年3月末まで設定されているところであるが、見直し後の研修制度が平成31年4月から開始されることから、現行制度の上記猶予措置を平成31年3月末まで延長することとしているので、ご承知置きいただくようお願いする。

④ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等については、今後の事業者数の増加管理責任者等の研修の開催回数や受講費用については、今後の事業者数の増加

(2) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配慮願いたい。

なお、平成28年度における各都道府県の喀痰吸引等研修(第3号研修)の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成29年度分も引き続き実施する予定であるが、調査項目等を見直した上で、来年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力をお願いする。

10 相談支援の充実等について

(2) 相談支援専門員の研修体系の見直し及び主任相談支援専門員について

① 相談支援専門員の研修体系の見直しについて
 相談支援専門員の養成については、平成27年12月の障害者部会報告書等において、

・相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき

・事業所や地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるべき

等の指摘を受けたことを踏まえ、厚生労働科学研究により新たな研修プログラムを開発してきたところであり、平成30年度より順次、本研究の成果等を基にした新たな研修体系を見直すこととしたので、内容についてご承知置きいただくようお願いする。

【新たな研修体系における見直しのポイント】

・キャリアキラムの内容等の充実

初任者研修：31.5時間 → 42.5時間

現任研修(更新研修)：18時間 → 24時間

・現任研修及び更新研修の受講要件に一定の実務経験を追加

※ 見直し前の研修修了者については、初回の現任研修又は更新研修の受講時は、なお従前の例による。

・主任相談支援専門員研修の創設

③ 主任相談支援専門員の要件等について

主任相談支援専門員の要件については、平成30年度報酬改定の関連告示により追ってお示するが、以下の2点とすることとしている。

- ・相談支援従事者現任研修を修了後、相談支援業務(地域相談支援及び障害児相談支援を含む。)に3年以上従事していること
- ・主任相談支援専門員研修を修了すること

なお、主任相談支援専門員は基幹相談支援センターを主な配置先として想定しているが、各事業所における指導的役割を果たすことも期待されており、平成30年度報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援の事業所に主任相談支援専門員を含む、4名以上の相談支援専門員を配置する等、質の高い体制を整備している場合は、特定事業所加算(1)において評価することとしたので、あわせてご承知置きいただくようお願いする。

(3) サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

見込み等を踏まえ、上で必要な養成数を確保する等の観点から、これまでも各都道府県において設定しているものと承知しているところではあるが、受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できないというご意見も一部あると聞いているところである。

上記のようなご意見もあることを踏まえ、各都道府県におかれては、設定している研修回数等が、管内のニーズを十分踏まえたものとなっているか再度点検いただくようお願いいたします。

また、平成31年度より新体系の研修が開始され、各都道府県においては、開催回数や研修/回当たりの定員等も大きく見直されることと想定されるため、平成31年度以降の研修開催回数等についても、合わせて早期にご検討いただくようお願いいたします。なお、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様、再度点検いただくようお願いいたします。

11 障害者の地域生活への移行等について

(1) 障害者の地域生活への移行について

① 自立生活援助の創設について

障害者総合支援法の改正により創設される「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業員が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整を行うサービスである。

都道府県並びに市町村におかれては、平成30年4月施行に向けて、2月21日付事務連絡でお示した留意点を参考に、事業者の指定や支給決定の実施、管内の事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

② 地域相談支援の拡充について

地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、平成24年4月から施行されているところであるが、利用実績は障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移している。

このため、平成30年度報酬改定においては、地域相談支援を活性化し、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を更に促進するため、

【地域移行支援】

・地域移行実働や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価する新たな基本報酬を設定
・障害福祉サービスの体験利用加算における初期の業務量を評価する県直し・精神科病院への入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするための通知改正

【地域定着支援】

・深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価する新たな緊急時支援費を設定等を行うこととしている。
また、相談支援事業者が、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせて実施することも想定されており、これらの支援を有機的に実施することで、より有効な取り組みとなることを期待される。

地域相談支援を活用している都道府県並びに市町村におかれては、引き続き、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進に努めていただきたい。

また、地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な都道府県並びに市町村におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を着実に進めるため、地域相談支援の提供体制の確保に取り組みをお願いいたします。

③ 施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画では、「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の削減」が第1期から継続して成果目標となっており、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）における成果目標は以下のとおりとなっているので、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

・地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上

・施設入所者数：H28年度末の2%以上削減

※ 高齢化・重度化を背景とした目標設定

(2) 共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

① 日中サービス支援型グループホームの創設について

平成30年度報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設した地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

都道府県並びに市町村におかれては、平成30年4月施行に向けて、2月21日付事務連絡でお示した留意点を参考に、事業者の指定や管内の事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

② 長期行動障害者地域移行特別加算・精神障害者地域移行特別加算の創設について
長期行動障害者地域移行特別加算・精神障害者地域移行特別加算の創設については、都道府県並びに市町村におかれては、当該加算を活用し、長期間、障害児者支援施設や精神科病院に入院していた障害者の地域移行の促進に努められたい。

③ グループホームの整備促進について
グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、平成29年10月時点の利用者数は11.2万人（介護サービス包括型：9.5万人、外部サービス利用型：1.7万人）であり、第4期障害福祉計画の平成29年度末における利用者見込数12.2万人と比較して、ほぼ同水準となっている。

第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）においても、これまでと同様、グループホームの利用見込は高いことが想定されるため、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。

④ グループホームの防火安全対策について
グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されるところであるが、都道府県並びに市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いいたします。

(3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について
矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等の福祉施設等への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への

移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホーム等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、地域生活移行個別支援特別加算により評価している。

さらに、平成30年度から、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援において、矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うことを評価する「社会生活支援特別加算」を創設することとしている。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くなし自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられるため、都道府県並びに市町村におかれは、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
包括型GH	256人	286人	311人	335人
外部型GH	68人	80人	75人	80人
障害者支援施設	46人	51人	45人	45人
宿泊型自立訓練	33人	53人	66人	60人
合 計	403人	470人	497人	520人

※障害者支援施設については、地域生活移行個別支援特別加算Ⅱ(個人加算)の算定実績

(4) 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の対象者見直しについて

自立訓練(機能訓練、生活訓練)は、平成30年度報酬改定において、訓練の対象者を限定している施行規則(機能訓練:身体障害者、生活訓練:知的障害者・精神障害者)を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とする等の改正を行うこととしている。

これにより、例えば、頬突障害者に対する歩行訓練等を生活訓練として実施することや、高次脳機能障害による失語症者に対するリハビリ訓練を身体障害者手帳取得前から機能訓練として実施することが可能となる。

都道府県並びに市町村におかれは、自立訓練を希望する障害者や管内事業者等の周知等を行い、障害者のニーズに応じた訓練実施の促進に努められたい。

12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

① 障害者虐待事例への対応状況等

平成29年12月27日に公表した「平成28年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」では、養護者による虐待は減少傾向にある一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成27年度と比較して相談・通報件数は3%減少(2,160件→2,115件)したものの、虐待と判断された件数は18%増加(339件→401件)となっている。

施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透しつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

② 障害者虐待防止マニュアルの見直しについて
厚生労働省では、今年度中に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂を検討しており、現在予定している主な改正事項は以下のとおりである。詳細については追って事務連絡を発出することとしているが、今回の改正事項を留意の上、引き続き障害者虐待の防止と権利擁護に努められたい。

(改正内容)

- ・ 刑法の改正に伴う性的虐待行為と刑法に関する記述の改正
- ・ マインナー制度における不開示措置の取扱い

15 その他

(1) 地方分権改革について

地方分権改革については、内閣府に設置されている地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)において、下記の方針が定められたところである。

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)】

6 義務付け・枠付けの見直し等

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(イ) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の指定の更新(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援医療機関の指定の更新(60条1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

障害者総合支援法の規定により、指定サービス事業者等の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされているが、これらは、指定の有効期間を規定するものであり、指定の更新を6年未満で行うことを妨げるものではない。

したがって、同一事業者で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定の有効期限が異なっている場合に、それらの指定の有効期限を合わせて更新することは、現行でも可能である。

指定の更新事務については、自治体においてそれぞれ手続き方法が定められており、指定の更新に係る手続きは、それらに則って行われているものと認識しているが、必要に応じて、指定の有効期限を合わせて更新するなど、遺漏の無い対応をお願いしたい。

なお、上記は、指定の更新を6年未満で行うことが可能であることを示したものであり、指定の有効期間を6年未満に短縮できるものではない。

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の更新についても同様の取扱いとして差し支えない。

(2) LGBTへの対応について

障害福祉サービス事業所等については、従来より機会あるごとに適切な運営がなされるように要請してきているところであるが、近年においても数々の事件・事故が報告されており、地域における協力的体制の整備や支援体制への取組強化が喫緊の課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導にあたっては、障害者総合支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。

その際、LGBTのような性的指向・性自認を持つ方も含む、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるように、また、虐待を受けている障害者について、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、障害者虐待防止法の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を行う際に、当該障害者の多様な特性(例えばLGBTのような性的指向・性自認を持つ方)に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

※ 参考

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

全ての資料は下記URLに掲載

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushu_kaigo/shougaisahukushu/kaigi_shiryou/index.html

運営上の留意点について

指 摘 事 項 (運 営)

<p>① 内容及び手続の説明及び同意〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事項説明書に、事故発生時の対応を記載すること。 ○ 利用契約書の契約期間の記載が不整合なものが見受けられるので、適正に対応すること。 ○ サービス提供に係る契約が成立した際は、遅滞なく利用契約書を交付するとともに、適切な保管を行うこと。 ○ 運営規程に虐待防止責任者を明記すること ○ 重要事項説明書を利用者全員に交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。 ○ 運営規程に記載の「利用定員」について、併設型であるのに、併設・空床型の記載となっているため、実態に合わせて適正に標記を見直すこと。 	<p>② 介護給付費等の額に係る通知等〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定代理受領により市町村から介護給付費を受けた場合は、支給決定障害者等に対し当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。 	<p>③ 勤務体制の確保等〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者の出勤簿を速やかに整理すること 	<p>④ 秘密保持等について〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供することについて、あらかじめ書面により、利用者又はその家族の同意を得ること。 ○ 従業員等が退職後も正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、適切な措置を講ずること。 	<p>⑤ 苦情解決について〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情対応について、処理結果の報告が不十分であり、再発防止策や、対応方策を共用できるよう、報告方法を改善すること。 	<p>⑥ 掲示〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、事業所等の見やすい場所に掲示すること。 	<p>⑦ 記録の整備について〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録するとともに、適切な保管を行うこと。 ○ サービス提供の実績記録が、実際のサービス提供日や報酬請求回数と一致していない事例が確認された。実績記録は、記録の都度、他の記録と照合し、誤りや記録漏れがないか点検すること。 ○ 指定就労継続支援B型を提供する時は、当該指定就労継続支援B型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載すること ○ 送迎加算の取扱いとなる記録について整備を図ること。
---	--	--	---	--	--	---

<p>⑧ 個別支援計画の作成〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援計画の作成等について、説明・同意・交付の文言がなく、その旨が確認できないため、文言を追加すること。 ○ 居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間と実際のサービス提供内容が異なる事例が確認されたので、当該事例について速やかに居宅介護計画の変更を行い、介護計画に沿ったサービス提供を行うこと。 ○ 同時に2人の居宅介護事業者により1人の利用者に対し介護等を行う場合は、個別支援計画に2人で介護を行う旨及びその理由を明記して利用者に交付し、対して同意を得ること。 ○ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成及び見直しに係る利用者との面談及び趣旨の説明、計画の原案作成、利用者への計画内容の説明及び同意を得る業務を、自ら行うこと。 ○ サービス管理責任者、個別支援計画の策定後は定期的にモニタリングを行うとともに、少なくとも6月に一回以上、計画を見直し、必要に応じて変更すること。又、モニタリングの結果は記録を残すこと。 ○ 個別支援計画の作成及び見直しに当たっては、原案段階で入所者の担当者等を招集して会議を開催し、原案の内容について意見を求めること。 ○ 居宅介護計画は策定されているが、サービス提供に係る所要時間について記載すること。 ○ サービス管理責任者は共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付し記録を残すこと。 ○ 体験利用者への共同生活援助計画の作成が行われていない事例が確認された。サービス管理責任者は、今後体験利用者についても共同生活援助計画を作成すること。 	<p>⑨ 非常災害対策・事故防止〔共通…訪問系を除く〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害対策に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備すること。 ○ 事故対応マニュアルを整備し、事故防止のための具体的な措置を規定することとする。また、事故報告が必要な場合速やかに報告できるように、事故報告、ヒヤリハット等の様式を整備すること。 ○ 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行い、その内容を記録に残すこと。 ○ 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は事故報告を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について適正に記録を行うこと。 	<p>⑩ 利用者負担額等の受領〔共通…訪問系を除く〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者から受領する費用について、重要事項説明書に適正に記載する。その他日常生活に要する費用の取り扱いについては、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知)に準じた費用とすること。 ○ 送迎に係る利用者負担について、燃料費等の実費が送迎加算を超える場合に限り、算定根拠を示すこと ○ 預り金について、帳簿額と預金残高が一致しない事例や記載内容に不備がある事例が確認されたので、適正に処理するとともに、今後の帳簿の点検を定期的に行うこと。
--	--	---

<p>○ 入所者から徴収する旅行積立金について、徴収、支出等の記録や入所者への積立額の報告等の規定を整備し、適正に出納管理すること。</p>	<p>⑱ 障害者虐待〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者への立場に立ったサービス提供に努めなければならないこと。一部従業員は研修や職員会議等への参加の機会がなく、その趣旨が徹底されていないことと認められる。ついでには、その趣旨の徹底を図り、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、非常勤職員を含め全従業員に対して研修を実施する等の措置を講じるとともに、管理者による従業員並びに業務の管理の徹底及び職員間の意思疎通を図れる職場体制を確立すること。 ○ 虐待防止マニュアルを作成すること。 ○ 今回、施設職員による利用者への経済的虐待と認定された事例については、今後同様の事業が発生しないよう、金銭管理を行う場合は、書面で事前の同意を得ること。また、やむを得ず代行した場合は、その都度本人に確認を得る等、利用者の不利益とならないよう適切に管理すること。 ○ 利用者預り金等管理規定を全職員に周知徹底し、遵守させるとともに、チェック体制の整備を行うこと。 ○ 酒類及び印刷物の保管責任者は、別の職員を任命すること。また、それぞれ別の金庫に保管すること。 ○ 虐待防止責任者を選定すること。また、虐待防止研修を実施した際は、その内容を記録すること。 ○ 虐待報告（認定）のあった案件について問題点を事業所内法人内で共有し、再発防止策等を検討の上、虐待改善計画を作成し、改善計画に沿って支援が行われているかを第三者委員会で定期的にチェックを行うこと。 ○ 身体拘束等の事例が確認されたことから、以下の事項を遵守し改善を行うと共に、施設内で共有を徹底すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、3要件（切迫性、非代替性、一時性）を十分に確認のうえ、組織的に判断すること。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 	<p>⑲ 医行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士及び介護福祉士法改正により、介護職員による喀痰吸引や経営栄養の実施には、施設の登録が必要となっているが、貴施設には登録を受けることなく、喀痰吸引等研修未受講の生活支援員（介助職員）に継続的に利用者に対して、医行為を行わせていた。付いては、利用者の安全を確保するため、早急に、医行為の実施は看護職員及び医師を行うことが認められた（認定証を受けた）職員が実施するようにすること。また、併せて、法人本部や他の事業所と連携し、介護福祉士法第48条の5に基づき体制整備を図り、事業所登録を行うこと。
--	---	--

<p>⑳ 生産活動・就労〔就労継続支援A型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の職場定着を促進するため、関係機関と連携を行うこと。 	<p>㉑ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入院又は医療機関での治療を要する骨折、創傷等は保健所及び市町村（支給決定者）に事故報告書を作成し提出すること。 	<p>自立支援給付費の算定誤りの具体事例</p> <p>① 本体報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活援助サービス費について、サービス提供日数を誤って報酬請求していた事例が確認されたので、平成25年2月サービス提供分まで遡って自主点検を行った上、過誤請求を発見した場合は、給付費及び利用者の負担分を自主的に返還すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年7月、8月分請求において、事業所においてサービス提供が行われていない日についても誤って請求している事例があった。ついては、平成25年8月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行った上、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても自主的に返還すること。また、今後同様の誤りが発生しないよう、利用者のタイムカードとサービス提供実績記録表に相違がないかが複数体制で確認すること。 ② 減算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体拘束中止未実施減算について、身体拘束の記録が無いものが確認された。ついては、速やかに改善報告書を提出し、提出後の翌月から改善が認められた月までの間について減算を行うこと。 ○ 個別支援計画未作成減算について、体験利用において、共同生活援助計画が作成していない事例が確認された。ついては、平成25年10月サービス提供分まで遡り自主点検を行った上、当該月から当該自体が解消するに至った月の前月までの間について所定の減算を行い、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に返還すること。 ③ 加算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 欠席時対応加算について、利用者またはその家族と連絡調整を行った記録が無いのに加算を請求した事例が確認された。ついては平成25年9月サービス提供分まで遡って自主点検を行った上、過誤請求を発見した場合は、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に返還すること。 ○ 夜間支援体制加算について、サービス提供日数を誤って報酬請求していた事例が確認された。 ○ 送迎加算について、送迎を行っていないのに加算を請求した事例が確認された。 ○ 送迎加算（I）について、1回の送迎につき平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用する場合に算定することとしているところ、多機能型全体で1回の送迎人数が平均7人で有り要件を充たしておらず算定している事例を確認した。
--	--	---

疑義照会と厚生労働省からの回答

指定障害福祉サービス事業所に係る厚生労働省への疑義照会

対象	質問事項	質問	厚生労働省回答
訪問系サービス	病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供される重度訪問介護の範囲について	<p>平成30年度の報酬改定の報酬告知及び留意事項通知の改正により、重度訪問介護が病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供できるようになりましたが、入院又は入所中については、留意事項通知により、「重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。」とあり、またQ&A VAL1の問31の答えには「入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われる」とあり、問32には「重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供する」とあります。</p> <p>病院側は病院の看護助手等の業務軽減のために重度訪問介護の従業者による院内の身体介護の実施を求めた来ることが予想されます。</p> <p>その場合、どの程度対応しなければなりませんか。</p> <p>(1) 病院の要望又は指示の元、重度訪問介護の従業者のみの身体介護は可能ですか。</p> <p>(2) 介護等職員に認められた範囲の医行為の実施を重度訪問介護の従業者に求められた場合対応すべきでしょうか。</p> <p>(3) (2)により実施した喀痰吸引について、喀痰吸引等支援体制加算の請求は可能ですか。</p>	<p>看護に当たる行為は、院内で重度訪問介護の従業者が実施することはできない。</p> <p>当然、重度訪問介護の従業者が実施できる医行為は院内では実施できない。</p> <p>※喀痰吸引等支援体制加算は院内での実施では請求できない。</p> <p>看護とならない身体介護や患者の意思表示の補佐等は可能である。</p>
短期入所	短期入所の連続利用日数について	<p>平成30年度の報酬改定により、短期入所の連続利用日数は30日を限度とするとの説明であったが、報酬告知及び留意事項通知について、その旨の改正がなされていない。何を根拠に短期入所の連続利用日数は30日を限度とされるのか。</p> <p>※介護保険では「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の8 短期入所生活介護費(1日につき)の注17で「利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。」とされている。</p>	<p>「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(事務処理要領)が平成30年度に改正され、8 支給量又は地域相談支援給付量(3)支給量又は地域相談支援給付量の定め方 イ 短期入所 において「長期(連続)利用日数については、30日を限度とすること」とされた。</p>
短期入所	短期入所の短期利用加算について	<p>7月19日付け事務連絡「指定障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」において、短期間利用加算は従来の使用開始から連続した30日間請求可能から、年間で30日間請求可能とも理解できる記述に変更されているが、どちらになるのか。</p>	<p>連続した30日ではなく、利用開始から1年間の計30日で請求可能</p> <p>本来、短期利用である短期入所の趣旨に併せるように、支給決定の連続利用期間の制限に併せて変更(請求の入力方法は、ワムネットの京都府掲示版の2019年2月13日「短期入所における短期利用加算の算定要件変更に伴う請求審査システムへの対応について」を参照)</p>
就労系サービス	指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援について	<p>就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型が事業所等とは別の場所で行う支援について、一定要件を満たす場合に基本報酬の算定が可能とされていますが、各自治体が行き届く「チャレンジ雇用」についても、「トライアル雇用」に準じて認めることとしてよろしいですか。(就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項通知 5②ア)</p>	<p>チャレンジ雇用は、継続雇用を目指すトライアル雇用とは趣旨がことなるため、認められない。</p>
就労系サービス	就労系事業の利用者が、当該就労系事業者以外の職業訓練を受講する場合の取扱いについて	<p>就労移行支援、就労継続支援A型(雇用無)、就労継続支援B型の利用者が、当該就労系事業者以外の委託訓練実施機関において職業訓練を受講する場合、当該受講に関して、就労系事業者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となり訓練等給付費の対象となるとされていますが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者就業・生活支援センターが行う「職業準備訓練」についても、これに準じて認めることとしてよろしいですか。(就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項通知 2(3))</p>	<p>職場準備訓練の具体的内容によって各自治体での判断により、準じるものとみとめてもらってよい。</p>

令和元年5月請求（4月提供分）の
エラー・警告について

5月請求<4月提供分> エラー一覧(国保連第1次審査の返戻対象 エラー率30%以上)

事業所数	件数	エラー内容	請求された内容の例	想定される原因(台帳登録情報等)	対応(案)
1	7	「地域区分」が事業所台帳の登録内容と一致していません	請求明細書 基本 地域区分コード 05 五級地 事業所台帳 33 サービス地域区分コード 06 六級地	請求の誤り	対応済み
1	1	請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています	請求明細書 24 日数 サービス開始日等・開始年月日 20190503	請求の誤り	対応済み
1	3	事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 22 明細 サービスコード 228036 生介福祉専門職員配置等加算Ⅲ 事業所台帳 22 サービス福祉専門職員配置等加算の有無1 無し	請求の誤り	対応済み

計 11

5月請求<4月提供分> エラー一覧(国保連第1次審査の返戻対象外 エラー率30%未満)

事業所数	件数	エラー内容	請求された内容の例	想定される原因(台帳登録情報等)	対応(案)
2	6	福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	請求明細書 43 明細 回 18.19.21.22	請求の誤り	対応不要
1	2	初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	請求明細書 43 明細 回数 21.19	請求の誤り	対応不要
1	5	食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	請求明細書 43 明細 回数 22.21.18.1.22	請求の誤り	対応不要
1	5	就労支援関係研修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	請求明細書 43 明細 回数 22.21.18.91.22	請求の誤り	対応不要
1	22	事業所台帳の「重度者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 46 明細 サービスコード 465810 就継B重度者支援体制加算 I 1 事業所台帳 46 サービス重度者支援体制加算の有無 3 II	請求の誤り	対応不要
1	1	事業所台帳の「施設等の区分」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 33 明細 サービスコード 335672 生援長期帰宅時支援加算 3 事業所台帳 33 サービス施設等の区分 1 介護サービス包括型	請求の誤り	対応不要
1	1	実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日(年月日)」の関係が不正です	実績記録票 17 基本 初期加算・当月算定日数(日) 8	請求の誤り	対応不要
1	1	実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています	実績記録票 07 明細 訪問支援特別加算(算定時間数) 1 実績記録票 07 明細 訪問支援特別加算(サービス提供時間数) 0100	請求の誤り	対応不要

1	3	同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています	実績記録票01 明細 日付 6 実績記録票01 明細派遣人数3 実績記録票01 明細 日付 6 実績記録票01 明細派遣人数3	請求の誤り	特に対応は不要。(実地指導時に確認)
1	3	同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています	実績記録票03 明細 提供通番 4 実績記録票03 明細移動15	請求の誤り	特に対応は不要。(実地指導時に確認)
計 49					

5月請求<4月提供分> 警告<重度>一覧

事業所数	件数	エラー内容	請求された内容の例	想定される原因(台帳登録情報等)	対応(案)
14	19	初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	請求明細書 46 日数 サービス開始日等・開始年月日 20150413	請求の誤り	対応不要
1	1	入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	請求明細書 32 日数 サービス開始日等・開始年月日 20071001	請求の誤り	対応不要
7	60	事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています	請求明細書 33 明細 サービスコード 335633 生援夜間支援等体制加算Ⅱ 4 事業所台帳33 サービス夜間支援等体制加算対象利用者数05 8人以上10人以下	台帳は前年度実績で登録されていますが、現状の人数で請求されていることからかくる警告であるが、このような請求は⑦厚労省Q&A VAL3で認められている。市町村には警告は無視するよう依頼しています。	
3	39	事業所台帳の「送迎加算の有無」が「I」のため、送迎加算(Ⅱ)は算定できません	請求明細書 46 明細 サービスコード 466591 就継B送迎加算Ⅱ 事業所台帳46 サービス送迎加算の有無3 I	問題なし	対応不要(ただし、4月の届出では確認は必要)
3	8	実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「夕食」は設定できません	実績記録票 09 明細 日付 28、29 実績記録票09 明細 サービス提供の状況3 外泊	請求の誤り	対応不要
6	35	実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「光熱水費」は設定できません	実績記録票 09 明細 日付 28、29 実績記録票09 明細 サービス提供の状況3 外泊	請求の誤り	対応不要
3	8	実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「朝食」は算定できません	実績記録票 09 明細 日付 28、29 実績記録票09 明細 実費算定・朝食1 有り	請求の誤り	対応不要
3	8	実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「昼食」は算定できません	実績記録票 09 明細 日付 28、29 実績記録票09 明細 実費算定・昼食1 有り	請求の誤り	対応不要
3	13	サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です	実績記録票 01 明細 提供通番1~6	請求の誤り	2時間ルールについて教えてあげてください。
6	11	「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています	実績記録票 002、010、015 実績記録票02 明細算定時間数0050	請求の誤り	対応不要(台帳とは関係なし)
計 202					

5月請求<4月提供分> 警告一覧

事業所数	件数	エラー内容	請求された内容の例	想定される原因(台帳登録情報等)	対応(案)
1	19	請求明細書の利用日数管理票の対象期間が事業所台帳の登録内容と一致していません	請求明細書 22 集計 利用日数管理票・対象期間(開始) 201904 集計 利用日数管理票・対象期間(終了) 201906 台帳 20190401～20200331	請求の誤り	当面对応不要 続くようならば事業所に注意
4	4	上限額管理対象外受給者の請求明細書において「上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています	請求明細書 基本 上限額管理事業所・管理結果 1 他事業所の利用者負担は発生しない	請求の誤り	対応不要
5	18	請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付費の「補足給付費(日額)」を超えています	請求明細書 集計 特定障害者特別給付費・算定日額	請求の誤り	対応不要
6	18	実績記録票の補足給付費関係情報の「補足給付費(日額)」が受給者台帳の補足給付費の「補足給付費(円/日)」を超えています	実績記録票 基本 補足給付費(円/日) 253	請求の誤り	対応不要
6	10	受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません	請求明細書 集計 特定障害者特別給付費・給付費請求額 10000	請求の誤り	対応不要
7	7	請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません	請求明細書 基本 障害支援区分コード/障害程度区分コード 23 区分3	請求の誤り	対応不要
1	1	「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります	請求明細書 46 契約 契約終了年月日 20190331	請求の誤り	対応不要
5	5	受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	請求明細書 基本 上限額管理事業所・管理結果額 3700	請求の誤り	対応不要
1	7	事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 33 明細 サービスコード 331131 生活援助 I 5 事業所台帳 33 サービス人員配置区分 04 II 型	請求と台帳の食い違い	どちらが正しいか確認してください。(必要ならば台帳修正)。
1	8	事業所台帳の「利用定員数」、または「大規模住居等減算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 33 明細 サービスコード 331151 生活援助 I 1 2. I 3. .14 事業所台帳 33 サービス大規模住居等減算の有無 1 無し	請求・台帳双方の誤り	定員8人なのに減算が無くなっていて。
5	46	事業所台帳の「定員区分」、または「多機能型等定員区分(加算)」の登録内容に該当する請求ではありません	請求 下 台帳 定員区分 02 41 人以上 60 人以下	台帳入力不足	すぐに台帳の多機能型定員区分(加算)に「1 20人以上」を入力してください。

5	5	受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	請求明細書 24 明細 サービスコード 245010 短期上限額管理加算	請求の誤り	対応不要
1	2	短期利用加算を算定する場合、サービス提供年月がサービス開始年月日の年月と同月、またはその翌月であることが必要です	請求明細書 24 日数 サービス開始日等・開始年月日 20190103、20181022	請求の誤り	対応不要
1	41	事業所台帳の「栄養士配置減算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 32 明細 サービスコード 323011 施設入所16・栄養士未配置 事業所台帳32 サービス栄養士配置減算の有無1 無し	請求と台帳の食い違い	どちらが正しいか確認してください。(必要ならば台帳修正)また、請求の誤りならば今後正しく請求するように伝えてください。
3	16	事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません	請求明細書 11 明細 サービスコード 116665 居介処遇改善加算Ⅲ 事業所台帳11 サービス福祉・介護職員処遇改善加算の有無1 無し	請求と台帳の食い違い	どちらが正しいか確認してください。(必要ならば台帳修正)
8	98	事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません	請求明細書 24 明細 サービスコード 246720 短期処遇改善加算Ⅰ 事業所台帳24 サービス主たる事業所サービス種類コード133 共同生活援助	請求の誤り	サービスコード 246720 はなく、サービスコード 246727 (単独型事業所でない指定共同生活援助事業所が行った場合)が正しいサービスコードです。教えてあげてください。
10	150	事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません	請求明細書 46 明細 サービスコード 466715 就継B処遇改善加算Ⅰ、22 明細 サービスコード 226715 生介処遇改善加算Ⅰ 事業所台帳 サービス福祉介護職員処遇改善加算キャリアパス区分5Ⅱ	請求と台帳の食い違い	どちらが正しいか確認してください。(必要ならば台帳修正)また、請求の誤りならば今後正しく請求するように伝えてください。
4	138	事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 40 明細 サービスコード 400030 就継B福祉専門職員配置等加算Ⅲ、22 明細 サービスコード 226036 生介福祉専門職員配置等加算Ⅲ、45 明細 サービスコード 456036 就継A福祉専門職員配置等加算Ⅲ、42 明細 サービスコード 426036 生活訓練福祉専門職員配置等加算Ⅲ、43 明細 サービスコード 436036 就移福祉専門職員配置等加算Ⅲ 事業所台帳 サービス福祉専門職員配置等加算の有無3Ⅱ	請求と台帳の食い違い	どちらが正しいか確認してください。(必要ならば台帳修正)また、請求の誤りならば今後正しく請求するように伝えてください。
1	1	緊急短期入所受入加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	請求明細書 24 明細 サービスコード 246605 短期緊急短期入所受入加算Ⅰ	請求の誤り	特に対応は不要。
3	39	事業所台帳の「平均工賃月額区分」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 46 明細 サービスコード 462469 就継BⅡ 15 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 事業所台帳46 サービス平均工賃月額区分03 月額が2万5千円以上3万円未満	請求の誤り	特に対応は不要。(事業所から変更の連絡があれば台帳修正)

3	22	事業所台帳の「就労定着率区分」の登録内容に該当する請求ではありません	請求明細書 47 明細 サービスコード 471161 就労定着 I 6 就労定着率が1割以上3割未満の場合 事業所台帳47 サービス就労定着率区分01 就労定着率が9割以上	請求の誤り	特に対応は不要。
2	2	補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です	実績記録票 09 基本 補足給付適用の有無 2 有り	請求の誤り	特に対応は不要。
1	1	実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません	実績記録票 09 基本 各小計 食事(円) 1430	請求の誤り	特に対応は不要。
1	1	実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません	実績記録票 09 基本 各小計 光熱水費(円) 329	請求の誤り	特に対応は不要。
1	1	実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です	実績記録票 07 基本 初期加算・当月算定日数(日) 1	請求の誤り	特に対応は不要。
5	13	実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供期間で重複できないサービスが設定されています	実績記録票 01 明細 サービス内容 111000 身体介護 実績記録票01 明細 日付12	請求の誤り	特に対応は不要。(実地指導時に確認)
3	4	継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	相談支援給付費請求書 52 サービス サービスコード 526825 計画相談担当者会議実施加算	請求の誤り	特に対応は不要。
4	51	事業所台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」が「無し」のため、要医療児者支援体制加算は算定できません	相談支援給付費請求書 52 サービス サービスコード 526845 計画相談要医療児者支援体制加算 事業所台帳52 サービス要医療児者支援体制加算の有無1 無し	請求と台帳の食い違い	特に対応は不要。(必要ならば台帳修正)
1	2	事業所台帳の「行動障害支援体制加算の有無」が「無し」のため、行動障害支援体制加算は算定できません	相談支援給付費請求書 52 サービス サービスコード 526840 計画相談行動障害支援体制加算 事業所台帳52 サービス行動障害支援体制加算の有無1 無し	請求と台帳の食い違い	特に対応は不要。(必要ならば台帳修正)
1	1	サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません	相談支援給付費請求書 52 サービス サービスコード 526820 計画相談退院退所加算	請求の誤り	特に対応は不要。
1	1	特定基準該当事業所で算定可能な報酬ではありません	請求明細書 22 明細 サービスコード 221552 基準該当生活介護 II 事業所台帳基本指定/基準該当等事業所区分コード3 特定基準該当事業所	請求の誤り	特定基準該当事業所は 221552の基準該当生活介護ではなく、生活介護サービス費です。指定と支払は市町村なので当面は静観しましょう

障害者自立支援給付支払システムに関する
都道府県・国保連合会合同担当者説明会について

障害者自立支援給付支払システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会

1 日 時 平成31年3月15日 午後1時30分～午後4時30分

2 会 場 全国都市会館

3 概 要

- 障害者自立支援支払システムについて
- ・ 2019年度障害福祉サービス等報酬改定施行
- ・ 改元対応に係るシステム改修 ～31年4月
- ・ 2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修 ～10月

- 改元への対応について
- 都道府県及び市町村と国保連間のデータレイアウトについては、各種データの日付目を「西暦」としてデータ連携しているため、システム改修は発生しない。

- 国保連から都道府県及び市町村に送付される帳票について
- 4月を起算とする会計年度に基づいた記載となるため、2019年4月から2020年3月の帳票については平成31年度として記載される。
- 障害福祉サービス事業所等における改元に伴うシステム改修について
- インターネット請求において、独自のシステムを利用しての障害福祉サービス事業者等に対して、改元に伴う必要なシステム改修が行われるよう周知をお願いします。

- 2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム対応について
- 「事業所異動/訂正連絡票情報(サービス情報)」に、新設となる「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の体制を管理するための項目を追加する。インタフェース仕様書については、後日、後日、お示しする。

- 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について、2019年10月以降の単位数について、報酬改定後の単位数に変更する。
- 就学前の障害児の発達支援の無償化について、「障害児支援受給者異動/訂正連絡票情報(サービス情報)」に、当該無償化の対象者を管理するための項目を追加する。

- 2018年度報酬改定に係る留意事項
- 計画相談支援における経過措置について
- 2019年4月以降については、「経過サービス利用支援費」及び「経過的継続サービス利用支援費」(旧単価)は適用されず、一律新単価が適用されることになるため、指定特定相談支援事業者に対し十分に周知願いたい。
- 同行支援の基本報酬について

2018年度報酬改定にて、同行支援は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化した。2018年3月31日以前に同行支援の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できることとしていく。

自己評価結果等未公表減算について

2019年4月より当該減算が適用される。自己評価結果等の公表を行っている旨の届出が都道府県に提出されていない場合に減算することとなるため、都道府県は当該届出が提出されていない事業所に係る「障害児施設異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。

- 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて
- 平成31年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー(返戻)」への移行を進める予定である(第二段階)。

- 警告からエラーへの移行について
- 2019年11月審査分(2019年10月サービス提供分)からエラーへ移行することを予定している。(第2段階)

就学前の障害児の発達支援の無償化について

「3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を2019年10月からの実施予定(財源は一般財源)

- 初年度に要する周知費用(1億円)及びシステムの改修経費(22億円)については、別途国庫補助を予定。

- 自治体の事務としては、リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。また、無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。(全ての切り替えは無理、更新時に順次に)
- 事業者等の事務としては、受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象となる児童を把握になる。

障害者総合支援法等審査事務研究会の検討状況について

- 今年度は第2段階の実施に向けた検討
- エラーに移した場合に問題が生じるものが出てきたため、該当するエラーコードについては、第2段階でのエラー移行を見送った。

第1段階(2018年11月) 146コード

第2段階(2019年11月) 130コード

実績記録表に対する算定回数上限のチェック

実績記録表に対するサービス提供量のチェック

第3段階(2020年11月) 209コード

- 請求関係資料(関係告示等)を国保中央会HPに掲載

- 今後、審査支払事務の効率的、効果的な実施のための、都道府県に届け出ている加算等の算定に係る体制等届出の内容を基準とした算定の導入を検討。また市町村への台帳情報参照機能を2020年度上期にリリース予定

今後の障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム関係スケジュール

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
説明会等	★3/7 障害保健福祉関係主管課長会議 ★3/15 障害者総合支援法合同担当者説明会			★新元号施行							
	通知等	報酬告示 留意事項通知等									
2019年度 障害福祉 サービス等 報酬改定等	インタビュー 仕様書等	インタビュー仕様書(案)等					インタビュー仕様書 サービスコード表等				
	審査支払事務の 見直し					事務処理要領等			★報酬改定施行		
国保中央会	改元対応に係るシステム改修		改元対応に係るシステム改修				2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修			★10月下旬(予定)	
	取込送信システムリリース 簡易入力システムリリース			★4/26(予定)			統計機能対応に係るシステム改修				★12月 下旬(予定)
	電子請求受付システムリリース			★4/29(予定)			障害者自立支援給付支払等システムリリース				★11月下旬(予定)
						伝送通信ソフト (都道府県・市町村版)リリース					
国保連合会	改元対応に係るシステム改修										
都道府県	改元対応に係るシステム改修										
市町村	改元対応に係るシステム改修										
障害福祉サービス等 事業者	改元対応に係るシステム改修										

4. 2018年度報酬改定に係る留意事項について

○計画相談支援における経過措置について

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助以外の障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する者に対してサービス利用支援又は継続サービス利用支援を実施した場合は、以下の「経過的服务利用支援費」又は「経過的服务継続サービス利用支援費」(旧単価)を適用することとしている。

2019年4月以降については、「経過的服务利用支援費」及び「経過的服务継続サービス利用支援費」(旧単価)は適用されず、一律新単価が適用されることになるため、指定特定相談支援事業者に対し十分に周知願いたい。

■2019年4月以降、算定不可となる請求サービスコード一覧

No	サービス内容	請求サービスコード	サービス内容略称
1	経過的服务利用支援費(Ⅰ)	521411	経過的服务利用支援Ⅰ
2		521415	経過的服务利用支援Ⅰ・居宅減算Ⅰ
3		521419	経過的服务利用支援Ⅰ・居宅減算Ⅱ
4		521423	経過的服务利用支援Ⅰ・予防減算
5	経過的服务利用支援費(Ⅱ)	521451	経過的服务利用支援Ⅱ
6		521452	経過的服务利用支援Ⅱ・居宅減算Ⅱ
7	経過的服务継続サービス利用支援費(Ⅰ)	521511	経過的服务継続支援Ⅰ
8		521515	経過的服务継続支援Ⅰ・居宅減算Ⅰ
9		521519	経過的服务継続支援Ⅰ・居宅減算Ⅱ
10		521523	経過的服务継続支援Ⅰ・予防減算
11	経過的服务継続サービス利用支援費(Ⅱ)	521551	経過的服务継続支援Ⅱ
12		521552	経過的服务継続支援Ⅱ・居宅減算Ⅱ
13		521553	経過的服务継続支援Ⅱ・居宅減算Ⅰ

-17-

4. 2018年度報酬改定に係る留意事項について

○同行援護の基本報酬について

2018年度報酬改定にて、同行援護は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化した。また、基本報酬の一本化に伴い、支給決定についても、従来の「151000:同行援護(身体介護を伴う)決定」及び「152000:同行援護(身体介護を伴わない)決定」は廃止となり、2018年4月以降は「153000:同行援護基本決定」及び「154000:同行援護基本決定(盲ろう者)」を使用することとした。

ただし、2018年3月31日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、支給決定を受け直すことによる利用者の申請手続き及び市町村の事務処理に係る負担を考慮し、従前の支給決定の有効期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できるとしている。

そのため、2018年4月以降、「151000:同行援護(身体介護を伴う)決定」又は「152000:同行援護(身体介護を伴わない)決定」の支給決定を受けていた者に対して、支給決定を更新する際は「153000:同行援護基本決定」又は「154000:同行援護基本決定(盲ろう者)」への更新が必要となっているため、改めて、対象者の把握や台帳の整備状況についてご留意頂きたい。

○自己評価結果等未公表減算について

2018年度報酬改定に伴い創設された、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける「自己評価結果等未公表減算」については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、減算することとし、2019年4月より当該減算が適用されることになっているため、事業所に対し十分に周知願いたい。

また、当該減算については、自己評価結果等の公表を行っている旨の届出が都道府県に提出されていない場合に減算することとなるため、都道府県は当該届出が提出されていない事業所に係る「障害児施設異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)については、平成30年4月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。(別添1)

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成30年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめられている。報告書については、下記のURLに掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年10月サービス提供分(平成30年11月審査分)より、「エラー(返戻)」とする対応(「警告」から「エラー(返戻)」への移行)を行った(第一段階)。

平成31年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー(返戻)」への移行を進める予定である(第二段階)。

また、国保連における一次審査をより効果的に実施するため、「サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化」を行う等、審査内容の拡充等を行う。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告(重度)」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

-21-

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム(※1)において、平成30年度制度改正・報酬改定に伴う点検項目を追加する等、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

また、電子請求受付システム(※2)において、各種マニュアル・「請求事務ハンドブック」の見直しや、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が行われる予定である。掲載時期等については追って連絡することとする。

※1 簡易入力システム…事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム

※2 電子請求受付システム…事業所等がインターネットを経由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム

(4) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。平成31年度には台帳情報と明らかに不整合があるもの等について「エラー(返戻)」への移行(第二段階)となること等も踏まえ、効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

別添1

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール

○障害福祉サービス等給付費の効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールは、以下のとおり。

: 国保連のテスト環境へのリリース
 : 国保連システムリリース
 : マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容	実施時期(予定)							
		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	検討		検討					順次対応を実施
2	事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	仮審査の活用	仮審査の推奨/実施のフォロー							
4	審査機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討		検討	検討		検討		順次対応を実施
5	警告からエラーへの移行	検討		検討	検討		検討	検討	順次対応を実施
6	審査内容の拡充	検討		検討	検討		検討		順次対応を実施
7	査定を導入	課題の検討							
8	一次審査結果資料等の作成	検討							今後検討
9	事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討		(暫定版)	(初版)		(改版)		
10	台帳情報等整備の改善	運用の見直し及び周知							
11	台帳情報等参照機能の追加				検討				順次対応を実施
12	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備			研修の実施		

-23-

6. 警告からエラーへの移行について

(1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行する。
 なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、第一段階として請求情報の整合性チェックに関するものを中心に149コードを2018年11月審査分よりエラーへ移行した。
- 引き続き、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェック等に関するものの移行を予定しており、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、2019年11月審査分(2019年10月サービス提供分)からエラーへ移行することを予定している。
 また、2019年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。
- なお、第二段階での移行対象エラーコードの検討において、一部のエラーコードについては第二段階でのエラー移行を見送り、新たに第三段階での移行時期を設けた上で、チェック要件を見直すことにより国保連合会の審査で誤りと判断できるものは可能な限りエラー(返戻)とするよう引き続き検討を行う。
- また、チェック要件等の見直し及び新たなチェックの追加は、2019年5月審査以降、順次対応する予定。

: 障害者自立支援給付支払等システムのリリース

No	時期	対応内容	2018年度		2019年度		2020年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	6月					
2		警告からエラーに移行	事業者への周知 警告(★)	11月				エラー
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加		11月	6月(予定)			
4		警告からエラーに移行	各種台帳情報の整備 警告(※)		事業者への周知 警告(★)	11月(予定)		エラー
5	第三段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加					6月(予定)	
6		警告からエラーに移行			事業者への周知 警告(★)		事業者への周知 警告(★)	11月(予定) エラー

6. 警告からエラーへの移行について

(2) 第二段階(2019年11月予定)の移行対象エラーコード(案)一覧

○ 第二段階(2019年11月予定)の移行対象エラーコード(案)を以下に示す。

メッセージ欄には、「★」を付与した2019年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ(※1)
1	EE28	★受付:事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません
2	EE43	★受付:事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません
3	EE46	★受付:請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数表と異なる値が設定されています
4	EE47	★受付:事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致することが必要です
5	EE49	★受付:「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています
6	EE50	★受付:請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません
7	EE84	★受付:入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
8	EE85	★受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません
9	EE86	★受付:訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
10	EE87	★受付:帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません
11	EE88	★受付:入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません
12	EE93	★受付:欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません
13	EF19	★受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
14	EF22	★受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
15	EF42	★受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
16	EF48	★受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません
17	EF49	★受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません

※1 エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様)

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
18	EF50	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
19	EF51	★受付:入院時情報連携加算Ⅰと入院時情報連携加算Ⅱは同月に算定できません
20	EF52	★受付:特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません
21	EF53	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません
22	EF54	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
23	EF55	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
24	EF57	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
25	EF58	★受付:継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
26	EF60	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません
27	EG14	★資格:請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
28	EQ29	★資格:上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
29	EG30	★資格:請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
30	EG32	★資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
31	EG66	★資格:重度包括の単位数単価が単価表に存在しません
32	EG67	★資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています
33	EG70	★資格:受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません
34	EG71	★資格:受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
35	EG87	★資格:請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません
36	EL06	★受付:「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります
37	EN02	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません
38	EQ21	★受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
39	EQ22	★受付:保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています
40	EQ23	★受付:心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています
41	EQ24	★受付:特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
42	EQ43	★受付:体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています
43	EQ44	★受付:体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています
44	EQ45	★受付:体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています
45	EQ47	★受付:行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	EQ48	★受付:要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	EQ49	★受付:精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	PA40	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
49	PA56	★資格:受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません
50	PB07	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
51	PB08	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
52	PB44	★資格:受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません
53	PB45	★受付:受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です
54	PJ25	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
55	PJ50	★受付:障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため重度障害児支援加算は算定できません
56	PJ56	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
57	PJ57	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
58	PP67	★支給量:実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません
59	PP72	★支給量:算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
60	PQ38	★支給量:請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています
61	PQ39	★支給量:請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています
62	PQ40	★支給量:請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています
63	PQ41	★支給量:請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています
64	PQ42	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
65	PQ43	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
66	PQ44	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
67	PQ45	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
68	PQ46	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
69	PQ47	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
70	PQ48	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
71	PQ49	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
72	PQ50	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
73	PQ51	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
74	PQ52	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
75	PQ53	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
76	PQ54	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
77	PQ55	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅶの算定回数を超えています
78	PQ56	★支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません
79	PQ57	★支給量:請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています
80	PQ58	★支給量:請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
81	PQ60	★支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています
82	PQ62	★支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています
83	PQ63	★支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています
84	PQ64	★支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています
85	PQ67	★支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています
86	PQ68	★支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています
87	PQ70	★支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上である必要があります
88	PQ72	★支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上である必要があります
89	PQ73	★支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上である必要があります
90	PQ74	★支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上である必要があります
91	PQ77	★支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています
92	PQ78	★支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています
93	PS81	★受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません
94	PS82	★受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません
95	PS84	★受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています
96	PT32	★受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません
97	PT87	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です
98	PT88	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です
99	PU14	★受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です
100	PU51	★受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています
101	PU61	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません

※2

- 32 -

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
102	PU62	★受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
103	PU63	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません
104	PU64	★受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
105	PU96	★受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
106	PU97	★受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています

※2 No100のPU51については、複数事業所間のチェックではなく、単一事業所の実績記録票内のチェックとなるため、警告(重度)からエラーへ変更を行う。

6. 警告からエラーへの移行について

○ また、以下に示すエラーコードは審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、2019年5月審査分(2019年4月サービス提供分)より新たに追加予定のエラーコードであるが、第二段階での移行を予定している。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
2	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
3	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
4	EL91	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
5	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
6	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
7	PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
8	PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
9	PP88	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません
10	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
11	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
12	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
13	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
14	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
15	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
16	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています
17	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています
18	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
20	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
21	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
22	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
23	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護併用)であることが必要です
24	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

(3) 警告からエラーへの移行(第一段階)における見直しについて

- 警告からエラーへの移行(第一段階)については、2018年11月審査分より実施したところである。
- 今般、以下のエラーコードにおいては制度の取扱い上、機械的にエラーと判断することができないケースがあることや、機械的にエラーと判断できることが判明したため、2019年5月審査より判定レベルの見直しを行う。

No	エラーコード	エラーメッセージ	判定レベル	
			見直し前	見直し後
①	PB57	受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です(※)	エラー	警告 (重度)
②	PU12	▲受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています	警告 (重度)	警告 (エラー移行 対象)

※判定レベルの見直しと併せて、エラーメッセージを以下に変更する。

▲受付:福祉専門職員等連携加算を算定するサービス提供年月がサービス開始年月日から90日を超えています